

丸亀市財政健全化計画【第二次改定】

(平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 1 9 年 3 月

1. 計画制定の背景

本市の財政は、景気低迷による市税の減収や国庫補助負担金の削減、地方交付税の抑制などにより、歳入不足に直面しています。

歳出では、合併による事務の統合などにより削減効果はあるものの、扶助費等の義務的経費や国保特別会計・老人保健特別会計等に対する繰出金の増加が著しく、厳しい財政状況になっています。

平成17年度予算につきましても、財源不足を基金の取り崩しにより補ってきました。

平成18年度以降も多額の歳入・歳出の構造的な隔たりが予測され、このままでは4年後の平成21年度には財政再建団体への転落が見込まれ、一刻も早い抜本的な行財政構造の改革が必要となってきます。

この状況を回避するため、丸亀市行財政改革推進計画の策定と連動した「財政健全化計画」を策定し、その計画に基づき歳入・歳出全般にわたり、徹底した見直しを実施することとしました。

2. 計画期間

丸亀市財政健全化計画	平成17年度から平成26年度までの	10年間
うち集中財政再建期間	平成18年度から平成20年度までの	3年間

集中財政再建期間：財政再建団体転落を回避することが第一の目標となります。

このため、各種の取り組みを実施しましたが、予断を許さない状況であることから、緊急回避措置として、歳出抑制の時限的措置を講じます。

このことにより、平成24年度には、単年度・累積収支ともに黒字化を目指します。

.....参考

行財政改革推進計画（集中改革プラン）の期間	平成17年度から平成21年度
財政構造	平成17年度～平成21年度中に単年度収支の均衡化
	平成22年度以降の早い時期に累積収支の黒字化を目指し、歳入に見合った財政構造へ
予算規模	平成21年度には、約350億円に縮小（合併特例債事業も含む）
経常収支比率	平成16年度 95.9% 平成21年度までに 93.0%

.....

3 財政健全化計画における歳入・歳出の見込額（普通会計）

【歳入】

(単位：百万円)

区分/年度	決算額			決算見込	予算見込額		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市 税	12,871	12,697	12,985	12,900	13,491	13,651	13,591
地方交付税	8,578	8,230	8,145	7,629	7,858	7,732	7,920
譲与税・交付金	2,250	2,586	2,678	3,096	2,047	2,046	2,015
分担金・負担金	578	518	467	421	294	300	300
使用料・手数料	1,306	1,327	1,457	1,408	1,356	1,341	1,341
国・県支出金	5,119	5,602	5,813	5,135	5,441	5,489	5,443
繰入金	1,978	5,135	1,457	1,267	1,707	800	800
繰入金(合併振興基金分)							
諸収入など	3,146	2,529	3,169	1,911	1,147	1,140	1,290
市 債	1,007	2,162	1,012	644	444	814	945
市債(合併特例債分)			3,339	364	1,752	5,988	3,307
市債(退職手当債分)					700	500	420
繰越金	955	1,084	2,278	2,009	293	163	
合 計	37,788	41,870	42,800	36,784	36,530	39,964	37,372

区分/年度	予算見込額				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市 税	13,686	13,776	13,676	13,726	13,776
地方交付税	7,977	8,174	8,562	8,818	8,901
譲与税・交付金	2,013	2,012	2,012	2,012	2,012
分担金・負担金	300	300	300	300	300
使用料・手数料	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341
国・県支出金	5,165	5,042	5,249	5,062	4,994
繰入金	700	182	0	0	0
繰入金(合併振興基金分)	90	100	185	188	191
諸収入など	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
市 債	912	988	913	790	881
市債(合併特例債分)	1,177	1,177	1,177	1,177	1,174
市債(退職手当債分)					
繰越金					
合 計	34,461	34,192	34,515	34,514	34,670

【歳出】

(単位：百万円)

区分/年度	決算額			決算見込	予算見込額		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	9,491	10,281	9,547	9,617	9,083	8,969	8,586
扶助費	4,793	5,280	5,906	6,219	6,565	6,595	6,625
公債費	4,122	4,030	3,876	3,848	3,744	3,530	3,736
物件費・補助金等	8,581	8,797	8,032	7,752	7,823	7,782	7,675
投資及び出資金等	1,251	1,264	948	727	700	700	700
繰出金	3,909	3,490	3,624	3,901	3,726	3,815	3,861
その他経費	437	371	1,473	828	184	82	0
投資的経費	4,009	6,079	3,871	3,099	2,213	1,900	1,900
合併特例債事業			3,514	500	2,329	6,920	3,945
合計	36,593	39,592	40,791	36,491	36,367	40,293	37,028

単年度差引	1,195	2,278	2,009	293	163	329	344
累積収支(実質)		1,911	1,640	268	163	329	15
基金残高	8,972	4,437	6,953	6,514	4,941	4,223	3,423

区分/年度	予算見込額				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	8,011	7,831	7,083	7,268	7,207
扶助費	6,655	6,685	6,715	6,745	6,775
公債費	3,997	3,752	4,096	4,323	4,275
物件費・補助金等	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675
投資及び出資金等	700	700	700	700	700
繰出金	3,921	4,021	4,111	4,211	4,311
その他経費	0	0	0	0	0
投資的経費	2,100	2,100	2,200	2,078	2,280
合併特例債事業	1,358	1,358	1,358	1,358	1,360
合計	34,417	34,122	33,938	34,358	34,583

単年度差引	44	70	577	156	87
累積収支(実質)	59	129	706	862	949
基金残高	2,633	2,351	2,166	1,978	1,787

4 第二次改定の基本的な考え方

(1) 第二次改定の主な内容

平成 18 年度は、決算見込に基づき修正計上しています。

平成 19 年度は、当初予算額に繰越事業分を加えて計上しています。

平成 20 年度以降は、現時点で平成 19 年度以降の国の制度改正などの動向が把握できるものについて計上しています。(その他は、平成 19 年度の制度が継続されるものとして計上)

合併特例債事業については、第 1 次改定で計上した安全安心のまちづくりに係る施設整備の内、特に学校教育施設の耐震補強事業などを前倒しで実施する計画として計上しています。

また、地方債発行後の元利償還(公債費)についても、将来にわたる償還計画を把握することが重要になってきます。

合併振興基金(25 億円)は、平成 19 年度から国の制度改正(弾力化)により、前年度までに償還が終わった範囲内での基金の取り崩しができるようになり、基金設置目的に応じて対象事業への充当が可能となり、平成 22 年度から「繰入金(合併振興基金分)」に計上しています。

(2) 平成 18 年度決算見込における改定

歳入の状況

- ・ 市税は、決算見込により 86 百万円の増としています。
- ・ 地方交付税は、特別交付税分の確定により 14 百万円の増としています。
- ・ 繰入金は、決算見込を勘案して各基金に繰り戻しています。(7 億 31 百万円)
- ・ 諸収入は、財産売却収入として 2 億 87 百万円の増としています。
- ・ 市債は、事業費の確定見込による額の変更と退職手当債(1 億円)の発行予定を取り止めています。

歳出の状況

- ・ 人件費は、早期退職者などの増加により退職金を増額しています。
- ・ 扶助費・公債費は、対象者数・借入額等の確定により増減しています。
- ・ 物件費・補助費は、執行段階での支出抑制により 2 億 82 百万円の減としています。
- ・ 投資的経費(合併特例債活用事業を含む)は、事業等の確定見込により 3 億 62 百万円の減としています。

収支及び基金の状況

第一次改定で、平成 17 年度決算剰余金の確定により当初計画策定時(H18.3)の赤字見込(6 億 85 百万円)を解消しました。平成 18 年度では、更に予算執行段階での歳出抑制、市有財産の処分などにより歳入歳出の財源更正を行った結果、基金残高が第一次改定より 7 億 39 百万円の増となり、収支をあわせると 7 億 49 百万円の改善が図られました。

(3)平成 19 年度における改定

歳入の状況

- ・ 市税は、平成 19 年度に三位一体の改革に伴う税源移譲や税制改正等が実施され増額となっています。
- ・ 地方交付税は、特別交付税の見込を減額修正しています。
- ・ 地方譲与税・交付金は、所得譲与税(税源移譲分)の移行により 5 億 67 百万円の大幅減となっています。
- ・ 分担金・負担金は、綾歌老人ホームの民間移譲に伴い利用者負担金の 1 億 6 百万円の減となっています。
- ・ 国・県支出金は、一部社会保障制度の充実(児童手当の拡大)・安全安心の学校づくり交付金(合併特例債活用事業)などにより増額しています。
- ・ 市債は、平成 19 年度における借入対象事業額により増減しています。
 - ・ 合併特例債は、17 億 52 百万円を計上しています。
 - ・ 退職手当債は、退職金の平準化を図ることを基本に平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間(合計 16 億 2 千万円)計上しておりますが、発行は極力抑制します。
- ・ 繰入金は、第一次改定時に見込まれた 6 億 21 百万円の収入不足や一般市債の発行削減などにより、不足した財源の対応として増額しています。

歳出の状況

- ・ 人件費は、前年度までの早期退職者数の増加に伴い、退職金の減額修正と特殊事業(選挙経費など)により増減しています。
- ・ 扶助費は、児童手当の制度改正(0~2 歳 : 5 千円 1 万円)や障害者福祉等の対象者増により 1 億 8 千万円の増としています。(ただし、児童手当の増加分については、国庫負担金や交付金などにより補填され市負担はなし)
- ・ 繰出金は、下水道事業等の事業費の削減や社会保障関連会計(国保)の新制度移行に伴う事業費の抑制などのため 3 億 18 百万円の減としています。
- ・ 投資的経費に合併特例債活用事業を本格的に計上しています。

収支及び基金の状況

第一次改定で計上していた 6 億 21 百万円の赤字は解消しました。また、収支と基金残額をあわせると第一次改定より 6 億 8 百万円の改善が図られました。基金は、収支の調整のため 17 億 7 百万円を取り崩し、平成 19 年度末見込で残高 49 億 41 百万円となり、第一次改定より 1 億 76 百万円の減となっています。

(4)平成 20 年度以降における改定

歳入の状況

- ・ 市税は、平成 18 年度決算見込及び平成 19 年度当初予算を基本とし、現在の景気状況が継続するものとして計上しています。
- ・ 地方交付税制度は変動する要素があり、現時点では平成 19 年度当初算定を基本として特殊事情による増減をしています。
- ・ 地方譲与税・交付金は、景気の動向により増減が想定されますが、平成 19 年度当初予算額とほぼ同額を計上しています。
- ・ 国・県支出金は、児童手当・合併特例債活用事業に係る国庫補助額を計上し、その他は平成 19 年度当初予算額としていますが、今後、社会保障制度改革や公共事業の見直し等による減収が見込まれます。
- ・ 繰入金は、歳入歳出のバランスを図るうえからも慎重に対応し、基金の延命化を図ります。
- ・ 諸収入は、平成 19 年度当初予算を基準に特殊事情を考慮して各年度計上しています。
- ・ 市債は、後年度で負担増になる可能性があり、慎重に取り扱います。

歳出の状況

- ・ 人件費は、平成 18 年度決算見込及び平成 19 年度当初予算に基づくと共に、定員適正化計画に定めている平成 22 年度で 980 人体制を基本としています。
- ・ 扶助費は、今後も国の政策により改正が想定されますが、現時点では平成 19 年度の現行制度が継続するものとして計上しています。
- ・ 公債費は、平成初期借入分の償還が終了する事業が多く減少傾向が続きますが、合併特例債活用事業等の実施により平成 24 年度以降で公債費が増加するため、計画期間後(平成 27 年度以降)の起債残高及び償還計画の慎重な管理が必要となります。
- ・ 物件費は、集中改革プラン等により経常的な経費を中心に大幅な削減に取り組んでいますが、今後、民間移譲等が進むと委託経費が増加する可能性があります。
- ・ 繰出金は、繰出基準により行いますが、各特別会計での取組みにより増減します。
- ・ 投資的経費は、引き続き、安全安心のまちづくりに係る事業について合併特例債事業を有効に活用します。また、継続する補助対象事業を除き緊急維持補修を最優先とし事業費の抑制に努めます。

収支及び基金の状況

今回の改正では、合併特例債事業の前倒しなどにより、財政規模が一時的に増加しています。事業費の増加に伴い不足する財源対策としては、当面、基金の繰入により収支のバランスを図っています。また、合併振興基金の取扱いの弾力化により、平成 22 年度から繰入を開始します。

5. 財政健全化に向けて

今回の第二次改定では、定員適正化計画に基づく人件費の抑制をはじめ、集中改革プランの取り組みや市税の回復基調により、着実に改善の傾向にあることを示しています。

しかしながら、地方交付税制度や医療制度など国の制度改正による本市財政への影響をはじめ、安全安心のまちづくりに係る基盤施設整備のために発行した合併特例債の元利償還が計画期間以降(平成 27 年度以降)に本格的となることや、合併特例債活用事業を除く施設においても老朽化が進んでおり、その更新に当たっては多額の費用が必要となることから、決して楽観視はできません。

今後は、集中改革プランの断行と、地方交付税制度や医療制度など国の歳入歳出における制度改正の動向を早期に把握することにより、それらを財政健全化計画に反映して対策を講じながら財政の健全化に努めます。